

さいたま市私道舗装等整備費用助成制度（概要）

令和2年7月1日改定

1 目的

市道として認定することが困難な私道の舗装等整備を行なう者に対して費用の一部を助成し、市民の交通安全の確保と生活環境の向上に資することを目的とする。

2 対象事業

道路の舗装工事、道路に付随する側溝等排水施設の新設、またはこれらの改築工事とする。

3 助成の対象となる私道

助成の対象となる私道（以下「対象私道」という）は、次の各号すべてに該当するものとする。

- ① 建築基準法第42条に規定された道路又は第43条第2項各号に規定された敷地であるもの。
- ② 現況幅員が1.8メートル以上あるもの（側溝整備を行なう場合は現況幅員4メートル以上あり、かつ、道路としての位置が確定しているもの）。
- ③ 排水施設を整備する場合は、流末排水に支障がないもの。
- ④ 公道から公道へ通じており不特定多数の人が利用しうるもの、又は、4戸以上の家屋が建ち並び不特定多数の人が利用しうるもの。
- ⑤ 私道敷地の所有者及び、私道に隣接する土地の所有者全ての同意を受けているもの。
- ⑥ 私道に接続する道路が舗装されているか、又は申請年度中に舗装が予定されているもの。
- ⑦ 本助成制度等により整備を受けたことのある私道については20年を経過しているもの。

4 助成金額

助成金額は、次に定めるものとする。

- ① 対象私道の現況幅員が4メートル以上あり、かつ対象私道の両端が他の道路（建築基準法第42条に規定する道路）に接続し通り抜けしている場合、整備に必要な経費の90パーセントの割合で計算した額とする。
- ② 対象私道が行止まりになっているなど前号に規定する以外の場合、整備に必要な経費の90パーセントの割合で計算した額で最高限度額を350万円とする。

※ ただし、いずれも助成金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

5 申請方法

工事着工前に申請書（指定様式）を所管の建設事務所道路安全対策課に提出する。

6 申請ができる人

対象私道敷地の所有者及び、対象私道に隣接する土地の所有者のうち1名を代表申請者とする。

7 申請に必要な書類

- ① 私道舗装等整備費用助成申請書
- ② 案内図・公図の写し
- ③ 対象私道敷地の所有者及び、対象私道に隣接する土地の所有者全ての承諾書
- ④ 委任状
- ⑤ 設計図書・見積書
- ⑥ 対象私道敷地及び、対象私道に隣接する土地の登記事項要約書（全部事項証明書）

8 その他

- ・水道管、ガス管等地下埋設物の切り廻しに要する経費は助成対象外とする。
- ・工事業者は、「さいたま市競争入札参加資格者名簿」に登録されている市内業者のうち土木工事業及び、舗装工事業で登録している業者から選定すること。